

令和8年度 西予市立宇和中学校 いじめ防止基本方針

いじめ防止などに向けた基本方針

- (1) 教育活動全体を通して、安全で安心な生活ができる学校づくりを目指す。
- (2) 生徒がいじめのない学校づくりを主体的に推進できる機会を設定する。
- (3) いじめを絶対に許さないことや、いじめられている生徒を守り抜くことを教育活動全般で表明し、校長のリーダーシップのもと学校全体でいじめ問題に対応するよう組織的に行動する。
- (4) いじめは、どこでもいつでも起こりうることを強く認識し、いじめの未然防止に全力を尽くす。
- (5) 定期的なアンケートや個別面談を実施し、全校体制で一人一人の状況の把握に努める。
- (6) 生徒や保護者の相談窓口を明示したり、悩み相談がしやすい雰囲気を構築したりし、いじめの把握に努め、いじめが発生した場合には早期解決を目指す。
- (7) インターネット上での誹謗や中傷、事実と異なる内容の拡散を根絶し、思いやりにあふれ、毅然とした態度で生活できる生徒の育成を目指す。

いじめ防止対策委員会 (法第22条)
校内 いじめ問題対策チーム
校外 宇和中学校児童生徒をまもり育てる協議会
(1) いじめの未然防止の体制整備と具体的取組
(2) いじめの実態調査と分析
(3) 校外機関への連絡・連携
(4) いじめを受けた生徒の保護と支援
(5) いじめを行った生徒に対する指導
(6) いじめを行った生徒の保護者に対する指導・助言
(7) いじめを受けた生徒の保護者に対する相談と支援
(8) 教職員研修の実施
※ 学期に1回いじめ防止対策委員会を開催する。
※ 必要に応じて、その他委員を招くこともある。

家庭との連携
(1) 保護者と教師の人間関係の構築（家庭訪問・電話連絡）
(2) 子どもの状態を的確に把握するための保護者への情報提供
(3) 子育てに関する情報提供や保護者支援のための相談窓口の設置
地域との連携
(1) 町ぐるみのあいさつ運動・声掛け運動の推進
(2) 地域の健全育成の会への参加
(3) 授業公開等を通しての本校教育活動の周知
(4) 公式ホームページでの情報の発信

いじめの未然防止のために	いじめの早期発見のために	いじめの早期対応・組織的対応
(1) 安心感のある学級経営及び部活動経営	(1) 毎月のいじめ調査の実施とその記録の分析と相談活動	(1) 事実確認（被害者・加害者・傍観者）
(2) 授業中における生徒指導の充実	(2) 教科担任や部活動顧問間の情報交換	(2) 迅速かつ適切な調査の実施
(3) 道徳教育及び学級活動の充実	(3) 職員会において、全教職員による情報交換・共有	(3) 校内いじめ問題対策委員会の招集
(4) 学校行事・生徒会活動の工夫	(4) 生徒アンケートの実施とその情報の分析とその対応	(4) 被害者支援部による被害生徒の保護と相談活動
(5) 生命尊重やいじめ防止を目的とした取組の充実	(5) 日記指導と個別面談による情報の収集	(5) 対策本部による保護者への説明
(6) 情報モラル教育の充実	(6) 校内パトロールの実施	(6) 加害者指導部による加害生徒への指導と保護者への助言（被害者への謝罪）
(7) 支援の必要な生徒へのいじめの防止	(7) 生徒や保護者に対しての相談窓口の周知徹底	(7) 西予市教育委員会及び警察・関係諸機関との連携
(8) SOG I（性的指向・性自認）にかかる生徒へのいじめの防止		(8) 重大事態と認められるときは、第三者委員会による調査の実施
(9) 小学校、高校との連携の充実		(9) 再発防止部会による両者への継続的な支援・指導
(10) 教師の人権意識の高揚と専門知識の習得		

保護者への連絡と支援・指導・助言	懲戒権の適切な行使	取組の評価と検証
(1) いじめが確認された場合は、被害者・加害者の両者に事実関係を伝える。（対策本部）	教育上必要があると認めたときは、学校教育法第11条に基づいて、適切に生徒に対して懲戒を加える。ただし、懲戒を加える場合には対策委員会で十分協議し、いじめた生徒が自らの行為を理解・反省し、健全な人間関係を育んでいけるような内容にする。	いじめ防止等に向けた取組は主に再発防止部が担当し、学校評価を用いて検証して、その結果を教育委員会や保護者・地域に報告しなければならない。改善点が見つかれば内容を検討し、取組を改善していく。
(2) いじめを受けた生徒の保護者には支援と相談活動を行う。（被害者支援部）		
(3) いじめを行った生徒の保護者に対する指導・助言を行う。（加害者指導部）		
(4) 被害者・加害者に問わず、最低3か月程度は継続的に行動観察し、双方の人間関係について注意深く見守ることとする。必要と認められる場合は、積極的に指導にあたる。		

重大事態への対応	
【重大事態とは】	対策本部の調査により重大事態と認められるとき、校長は必要な調査ができるよう西予市教育委員会に求め連携を図る。いじめ問題の解決に向けては、透明性、公平性、中立性を重視する。
1 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。	(1) 西予市教育委員会の指示を受け、学校の設置者又は学校は、重大事態に対処し、同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、適切な方法により詳細な事実関係の確認、実効性のある再発防止案の検討等の視点をもち、調査・報告を行う。
2 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。	(2) 学校の設置者又は学校は、重大事案が発生した（と思われる）ときは、いじめを受けた生徒及びその保護者に対し、調査の目的や進め方について共通理解を図りながら進めることができるよう努める。
(いじめ防止対策推進法 平成25年6月28日)	(3) 学校の設置者又は学校は、(1)の調査を行ったときは、いじめを受けた生徒及びその保護者に対し、必要な情報を適切に提供する。
	(4) 学校は、重大事態が発生した旨を西予市長等に報告する。
	※ 西予市長等は、必要と認めるときは(1)の調査の再調査を行うことができ、その結果を踏まえて必要な措置を講じる。